

令和2年8月

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）京都駅東南部等文化芸術まちづくり 推進地区建築条例における認定の考え方

（条例第3条第3号クに掲げる「アからキまでに掲げるものに準じるもの」について）

1 認定制度について

本条例は建築基準法に基づく条例で、適用区域内のまちの将来像の実現のため、「文化芸術用途」や「賑わいを創出用途」の容積率の上限をその他の施設よりも高く設定し、立地を誘導しています。

対象となる「文化芸術用途」については、建築基準法の用途区分に従い、劇場・美術館・アトリエなど、条例第3条第3号アからキまでに具体的に建物用途を列記しています。

しかしながら、文化芸術は非常に幅が広く多様性があることから、本条例では、列記している用途だけでなく、それらに準じるものとして市長が認定するものについても、上記「文化芸術用途」と同等に取り扱うことで、多様な文化芸術活動による地域の将来像の実現に寄与することを目指しています。

【認定の対象となる用途のイメージ】

- ・ 建築基準法上は「物品販売業を営む店舗」と扱われるアートギャラリー
- ・ 劇場、練習場、展示、アトリエなど、複合的な文化芸術活動の場となる多目的アートスペース

※ 建築物の一部を認定することも可能です。

例 1階：アートギャラリー（認定部分）、2階以上：共同住宅（認定外部分）

2 条例の目的・背景

本市では、「京都市持続可能な都市構築プラン」において、京都駅周辺エリアでは、都市活力を牽引し、国内外から訪れる多くの人々の活動を支える京都らしい都市空間の創出を目指すこととしています。

また、第2期京都文化芸術都市創生計画では、「文化芸術都市・京都」の新たな文化ゾーンの創出を目指すこととし、エリア毎のまちづくりの方針（京都駅東南部エリア活性化方針等）を策定するなどし、多層な機能の連携による文化芸術を基軸としたまちづくりを推進しています。

本条例の主な適用区域では、「京都駅東南部エリア活性化方針」において、まちの目指す将来像やその実現のための方策を定めています。

<<目指す将来像>>

「文化芸術を基軸とした、多くの人が住み、学び、働き、交流する活気あるまち」、

「様々な人が互いの多様性を認め合い、心豊かに住み続けられるまち」

<<将来像の実現に向けた方策>>

- 幅広い文化芸術活動が行われる場づくり、日本の文化芸術を牽引し世界の人々を魅了する創造環境の整備
- 若者の移住・定住支援、地域活動等への参加の橋渡しや、文化芸術活動等を通じた、若者と地域の

交流、まちづくりへの参加促進といったまちづくりの担い手育成

- 幅広い多文化共生のまちづくりを尊重し、更に発展させるとともに、様々な団体や地域住民の方々によるこれまでのまちづくりと多様な新しい力との融合

上記の実現に向け、本条例では、文化芸術関連施設や賑わいを創出する施設等の容積率の上限をその他の施設よりも高く設定することで、それらの施設を誘導し、また、住環境の維持のために一部の用途を制限しています。

3 認定する用途の考え方（「準じる」の考え方）

- 文化芸術に関連する施設のうち、条例第3条第3号アからキまでに掲げるような、地域の将来像への寄与が大きいものを、「準じる」ものとして認定することとします。（地域の将来像や、将来像の実現に向けた方策が、「京都駅東南部エリア活性化方針」「京都駅東部エリア活性化将来構想」に載っていますので、御覧ください。）
- 美術館やアトリエといった「文化芸術用途」がそうであるように、以下を踏まえた計画として、地域の将来像の実現への寄与する ことが必要です。
 - ・ 主として文化芸術の活動を行う場であり、また、継続的な活動を前提に、新たな人の流れや視点を生み出すような開かれたものであることが重要です。
 - ・ また、建築計画の策定に当たっては、周辺の住環境に配慮した計画としてください。

※ 認定の対象外となる事例

- ・ 単に美術品を調度品として飾っている飲食店やホテルなど
- ・ 文化芸術の活動が、一日のうち、一年のうちごく僅かな期間であるなど、文化芸術活動が一時的でしかないようなもの